

新型コロナウイルス感染症（追加措置等）

1 報道によると、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置として、7月10日（金）午後10時まで以下の地域に対し発令されていた義務的自宅待機措置は7日間延長され、7月17日（金）午後10時までとするとされています。

（対象地域：首都圏州サンティアゴ市（Provincia）全32地区及び首都圏州11区（サンティアゴ市に近接するサン・ベルナルド区、ブイン区、プエンテ・アルト区、パドレ・ウルタド区、ランパ区、コリナ区、ペニャフロール区、メリピージャ区中心部、クラカビ区中心部、ティルティル区中心部、サン・ホセ・デ・マイポ区中心部）、首都圏州カレラ・デ・タンゴ市、エル・モンテ市、タラガンテ市、アントファガスタ州アントファガスタ市、カラマ市、トコピジャ市、メヒジョネス市、タラパカ州イキケ市、アルト・オスピシオ市、ポソ・アルモンテ市中心部、バルパライソ州バルパライソ市、ビニャ・デル・マル市、サン・アントニオ市、キジョタ市、ロス・アンデス市、サン・フェリペ市、オイギンス州ランカグア市、マチャリ市、グラネロス市、マウレ州クリコ市中心部）

2 当地医療体制に関する状況

7月9日時点で当館が把握したサンティアゴ市主要病院の現状は以下のとおりです。

- ・アレマナ病院：入院患者の数は減少傾向にあるが、重症患者のICU使用率は引き続き高い。重症でない患者の病床については空きが見られる。
- ・ラス・コンデス病院：6月の最も深刻な時期では、コロナ関連の重症者の入院患者は189人であったが、9日現在、154人に減少しており、入院患者の数は減少傾向にある。

3 7月10日時点で、チリ国内では309,274名（死者6,781名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html